

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策

(1月3日からの強化措置を12月30日から前倒しで実施(一部追加措置あり))

2021年12月29日

在ギリシャ日本国大使館

昨日、ギリシャ政府による1月3日からの新たな制限措置についてお知らせさせていただきましたが、本日、保健大臣が同措置を12月30日午前6時から前倒しで実施すると発表しました(本措置の有効期限については触れられていませんでしたので、予定どおり1月16日までと思われます)。

なお、追加措置として、飲食店等における音楽演奏が禁止となりました。また、飲食店等の午前0時までの営業時間制限については、12月31日夜のみ、例外的に午前2時まで緩和することです。

また、感染防止の観点から、公共・民間の場におけるパーティーの開催も禁止することです。

【12月30日からの制限措置】

- スーパーマーケット、公共交通機関に加え、飲食業の従業員に対しても高規格のマスク(FFP2、KN95)、または二重マスクの使用を義務づける。
- 飲食店や娯楽施設の営業時間は午前0時までとする(例外として、12月31日夜に関しては、翌午前2時まで営業可とする)。立食は禁止とし、1テーブルあたりの客数は6名までとする。音楽演奏は禁止する。
- スポーツ競技場は、入場者数を収容人数の10%に制限し、観客数の上限を1,000人までとする。違反が確認された場合は、試合は無観客開催とする。
- 高齢者施設については、訪問者に対し、過去48時間以内のPCR検査の陰性結果提出を義務づける。
- 官民の職場でのテレワークの割合を最大50%まで増やす。最終的な割合は業務内容に応じて雇用主が決定する。

ギリシャでは、感染者に占めるオミクロン変異株の割合が急増し、連日、これまでの新規感染者数の記録を大幅に更新するなど、かつてない勢いで感染拡大が進んでいます。ギリシャ政府は、年末年始の家族等の集まりの前に検査を実施するとともに、少しでも症状が見られる場合には周囲との接触を避けるよう呼びかけています。

皆様方におかれましては、引き続き感染防止に努めていただきまして、安全・安心な年末年始をお過ごしください。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910、 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp